

平成27年度介護報酬改定速報 ＜新旧対照表＞ (その6)

各論：居宅介護支援・短期入所

2015年2月16日（月）

発信者：株式会社 佐々木総研
経営コンサルティング部
福岡県北九州市八幡東区石坪町10-13
TEL.093-651-5533

※無断転載禁止

各サービスごとの変更点

- ▶ 各事業所ごとに変更の要点のまとめ
 - ▶ 記載している単位数の表は説明のための一例
- ▶ 各事業所ともに本体単位数は大幅に見直し
 - ▶ 医療機関、ケアマネージャー及び各事業所・担当者との連携体制を整備して在宅での生活を支援していく体制や取り組みを行うことにより加算の算定を行うことが必要となります。
- ▶ 居宅療養管理指導費については変更なし
- ▶ 項目別基本報酬及び算定要件は、厚労省の発表資料をご覧ください
 - ▶ 厚生労働省→社会保障審議会→介護給付費分科会
→第119回2月6日開催 「資料」に詳細内容が記載されています
 - ▶ <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126698>
- ▶ なお、地域区分の見直しは以下の通り（九州、山口県抜粋）

区分		上乗せ割合		地 域	
(旧)	(新)	(旧)	(新)		
4級地	5級地	10%	10%	福岡県	福岡市
6級地	6級地	3%	6%	福岡県	春日市・大野城市・太宰府市・福津市・糸島市・那珂川町・粕屋町
6級地	7級地	3%	3%	山口県 福岡県	周南市、 北九州市・飯塚市・筑紫野市・古賀市
6級地	その他	3%	—	福岡県	宇美町・志免町・須恵町・久山町

ケアマネジメント①

▶ 居宅介護支援費の見直し

		(旧)	(新)
居宅介護支援費 (Ⅰ)	要介護 1, 2	1,005単位	1,042単位
	要介護 3～5	1,306単位	1,353単位
居宅介護支援費 (Ⅱ)	要介護 1, 2	502単位	521単位
	要介護 3～5	653単位	677単位
居宅介護支援費 (Ⅲ)	要介護 1, 2	301単位	313単位
	要介護 3～5	392単位	406単位
認知症加算・独居加算は 本体に組み込む	認知症加算	150単位	(削除)
	独居加算	150単位	(削除)
介護予防支援費		414単位	430単位

▶ 運営基準の厳格化

- ①居宅サービス計画に基づく個別計画の提出
- ②地域ケア会議に個別マネジメント事例提供の協力要請

▶ 特定事業所集中減算：△200単位

算定要件 (旧)	算定要件 (新)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由なく <u>特定の事業所の割合が90%超</u>の場合 ・ 対象サービス：訪問介護、通所介護、福祉用具貸与 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由なく <u>特定の事業所の割合が80%超</u>の場合 ・ 対象サービス：<u>全サービスに拡大</u>

▶ 対象サービス：

- ▶ 訪問介護・訪問入浴・訪問看護・訪問リハビリ・通所介護・通所リハビリ・短期入所生活介護・短期入所療養介護・福祉用具貸与・定期巡回随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護・認知症対応型通所介護・
- ▶ 利用期間を定めて行うものに限るもの：特定施設入居者生活介護・小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護・看護小規模多機能型居宅介護

ケアマネジメント②

▶ (新) 特定事業加算の基準：運営基準の厳格化

(旧)		(新)	
特定事業所加算 (I)	500単位	特定事業所加算 (I)	500単位
特定事業所加算 (II)	300単位	特定事業所加算 (II)	400単位
	(新設)	特定事業所加算 (III)	300単位

	要件	新単位数
特定事業所加算 I	①常勤専従の主任介護支援専門員2名以上配置 ②常勤専従の介護支援専門員3名以上配置 ③中重度の利用者の占める割合が40%以上 ④法定研修等における実習受け入れ事業所となるなど	500単位
特定事業所加算 II	①常勤専従の主任介護支援専門員1名以上配置 ②常勤専従の介護支援専門員3名以上配置 ③法定研修等における実習受け入れ事業所となるなど	400単位
特定事業所加算 III	①常勤専従の主任介護支援専門員1名以上配置 ②常勤専従の介護支援専門員2名以上配置 ③法定研修等における実習受け入れ事業所となるなど	300単位

- ▶ その他の共通事項：担当者会議の開催・24時間連絡体制・計画的研修実施・人材育成への協力体制の整備・地域包括センターからの困難事例の受入は必須

機能強化型訪問看護など、医療が介護を統括する事により医療保険上の基準を設け、報酬を作っていく方向

短期入所系サービス

短期入所生活介護①

▶ 基本サービス費の見直し

短期入所生活介護（Ⅰ）		（旧）	H27年4月	H27年8月
単独型短期入所生活介護費（Ⅰ）	要支援 1	486単位	461単位	
	要支援 2	603単位	572単位	
	要介護 1	648単位	620単位	
	要介護 2	719単位	687単位	
	要介護 3	791単位	755単位	
	要介護 4	862単位	822単位	
	要介護 5	931単位	887単位	
単独型短期入所生活介護費（Ⅱ）	要支援 1	524単位	495単位	460単位
	要支援 2	652単位	615単位	573単位
	要介護 1	722単位	687単位	640単位
	要介護 2	791単位	754単位	707単位
	要介護 3	863単位	822単位	775単位
	要介護 4	932単位	889単位	842単位
	要介護 5	1,000単位	954単位	907単位
併設型短期入所生活介護費（Ⅰ）	要支援 1	458単位	433単位	
	要支援 2	569単位	538単位	
	要介護 1	612単位	579単位	
	要介護 2	683単位	646単位	
	要介護 3	755単位	714単位	
	要介護 4	825単位	781単位	
	要介護 5	895単位	846単位	
併設型短期入所生活介護費（Ⅱ）	要支援 1	502単位	473単位	438単位
	要支援 2	617単位	581単位	539単位
	要介護 1	686単位	646単位	599単位
	要介護 2	755単位	713単位	666単位
	要介護 3	826単位	781単位	734単位
	要介護 4	896単位	848単位	801単位
	要介護 5	964単位	913単位	866単位

▶ 処遇改善加算（Ⅰ）5.9%、（Ⅱ）3.3%

短期入所系サービス

短期入所生活介護②

▶ 緊急短期入所にかかる加算の見直し

	(旧)	(新)
緊急短期入所体制確保加算	40単位	(廃止)
緊急短期入所受入加算	60単位	90単位

▶ 緊急短期入所受入加算の算定要件：

→認知症行動・心理症状緊急対応加算（200単位）との併算定不可

- ▶ ケアマネが緊急やむを得ない状況で必要だと判断し、緊急に利用した場合加算
- ▶ 利用限度：緊急受入から起算して7日（家族の疾病など特別な事情がある場合は14日）
- ▶ 緊急時の基準緩和：一定の条件下で、専用の居室以外の静養室での受け入れを可能

▶ 個別機能訓練加算（新規） 56単位/日

- ▶ 機能訓練指導員等が居宅を訪問し計画策定、在宅での生活を確認し生活機能維持・向上することに対し評価
- ▶ 専従の機能訓練指導員配置1名以上：セラピスト等

▶ 医療連携強化加算（新規） 58単位/日

- ▶ 看護職員の巡視、緊急時の医師連携体制を評価（重度者への対応の強化）
（重度者＝別に厚生労働大臣が定める状態の患者を指す）
→中重度者受入加算との併算定不可
- ▶ 別に厚生労働大臣が定める状態の内容（以下のいずれかの状態であること）
 - ▶ 常時喀痰吸引を実施している状態
 - ▶ 呼吸器障害等により人工呼吸器を使用している状態
 - ▶ 中心静脈注射を実施している状態
 - ▶ 人工腎臓を実施している状態
 - ▶ 重篤な心機能障害、呼吸器障害等により常時モニター測定を実施している状態
 - ▶ 人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態
 - ▶ 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態
 - ▶ 褥瘡に対する治療を実施している状態
 - ▶ 気管切開が行われている状態

短期入所系サービス

短期入所生活介護③

- ▶ 長期利用者に対する減算（新設） △30単位/日 （厚生労働大臣が定める利用者）
 - ▶ 連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合所定単位数から減算

- ▶ 緊急時における短期利用や宿泊ニーズへの対応

- ▶ 例）小規模多機能型居宅介護費（新設）

小規模多機能型居宅介護費	介護度	新単位数
短期利用居宅介護費	要介護1	565単位/日
	要介護2	632単位/日
	要介護3	700単位/日
	要介護4	767単位/日
	要介護5	832単位/日

- ▶ 登録者が登録定員未満、ケアマネが緊急やむを得ない状況と判断、小規模多機能の登録者の利用人差支えないこと、基準以上の人員配置

短期入所系サービス

短期入所療養介護：老健①

▶ 介護老人保健施設短期入所療養介護（Ⅰ）

▶ （看護+介護3：1）<<従来型老健>>

介護老人保健施設短期入所療養介護（Ⅰ）	要介護	（旧）	（新）
従来型老健（i）従来型個室	要介護1	754単位	750単位
	要介護2	802単位	795単位
	要介護3	865単位	856単位
	要介護4	917単位	908単位
	要介護5	971単位	959単位
在宅強化型従来型老健（ii）従来型個室	要介護1	784単位	788単位
	要介護2	856単位	859単位
	要介護3	918単位	921単位
	要介護4	976単位	977単位
	要介護5	1,031単位	1,032単位
従来型老健（iii）多床室	要介護1	831単位	823単位
	要介護2	879単位	871単位
	要介護3	942単位	932単位
	要介護4	996単位	983単位
	要介護5	1,049単位	1,036単位
在宅強化型従来型老健（iv）多床室	要介護1	864単位	867単位
	要介護2	938単位	941単位
	要介護3	1,002単位	1,003単位
	要介護4	1,058単位	1,059単位
	要介護5	1,114単位	1,114単位

▶ 介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅱ）

▶ （介護療養型老健で看護職員常時配置）

介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅱ）	要介護	（旧）	（新）
看護職員常時配置療養型老健（i）従来型個室	要介護1	779単位	778単位
	要介護2	863単位	859単位
	要介護3	979単位	972単位
	要介護4	1,055単位	1,048単位
	要介護5	1,132単位	1,122単位

短期入所系サービス

短期入所療養介護：老健②

介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅱ）	要介護	（旧）	（新）
看護職員常時配置療養強化型老健 （ii）従来型個室	要介護 1	779単位	778単位
	要介護 2	863単位	859単位
	要介護 3	1,048単位	1,041単位
	要介護 4	1,124単位	1,115単位
	要介護 5	1,201単位	1,190単位
看護職員常時配置療養強化型老健 （iii）多床室	要介護 1	859単位	855単位
	要介護 2	942単位	937単位
	要介護 3	1,058単位	1,051単位
	要介護 4	1,135単位	1,126単位
	要介護 5	1,211単位	1,200単位
看護職員常時配置療養強化型老健 （iv）多床室	要介護 1	859単位	855単位
	要介護 2	942単位	937単位
	要介護 3	1,127単位	1,118単位
	要介護 4	1,204単位	1,193単位
	要介護 5	1,280単位	1,268単位

▶ 介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅲ）

▶ 介護療養型老健で夜間看護オンコール体制

介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅲ）	要介護	（旧）	（新）
夜間オンコール療養型老健 （i）従来型個室	要介護 1	779単位	778単位
	要介護 2	857単位	853単位
	要介護 3	951単位	946単位
	要介護 4	1,028単位	1,021単位
	要介護 5	1,104単位	1,095単位
夜間オンコール療養強化型老健 （ii）従来型個室	要介護 1	779単位	778単位
	要介護 2	857単位	853単位
	要介護 3	1,021単位	1,014単位
	要介護 4	1,097単位	1,089単位
	要介護 5	1,174単位	1,164単位
夜間オンコール療養型老健 （iii）多床室	要介護 1	859単位	855単位
	要介護 2	936単位	931単位
	要介護 3	1,031単位	1,024単位
	要介護 4	1,107単位	1,098単位
	要介護 5	1,184単位	1,173単位

短期入所系サービス

短期入所療養介護：老健③

介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅲ）	要介護	（旧）	（新）
夜間オンコール療養強化型老健 （iv）多床室	要介護 1	859単位	855単位
	要介護 2	936単位	931単位
	要介護 3	1,100単位	1,092単位
	要介護 4	1,177単位	1,167単位
	要介護 5	1,253単位	1,241単位

▶ ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）

▶ 看護+介護3：従来型老健

ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）	要介護	（旧）	（新）
在来型老健 （i）ユニット型個室	要介護 1	834単位	829単位
	要介護 2	881単位	874単位
	要介護 3	945単位	936単位
	要介護 4	999単位	989単位
	要介護 5	1,052単位	1,040単位
在宅強化型従来型老健 （ii）ユニット型個室	要介護 1	867単位	871単位
	要介護 2	941単位	945単位
	要介護 3	1,005単位	1,007単位
	要介護 4	1,061単位	1,063単位
	要介護 5	1,117単位	1,118単位
従来型老健 （iii）ユニット型準個室	要介護 1	834単位	829単位
	要介護 2	881単位	874単位
	要介護 3	945単位	936単位
	要介護 4	999単位	989単位
	要介護 5	1,052単位	1,040単位
在宅強化型従来型老健 （iv）ユニット型準個室	要介護 1	867単位	871単位
	要介護 2	941単位	945単位
	要介護 3	1,005単位	1,007単位
	要介護 4	1,061単位	1,063単位
	要介護 5	1,117単位	1,118単位

短期入所系サービス

短期入所療養介護：老健④

▶ ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅱ）

▶ （介護療養型老健で看護職員常時配置）

ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅱ）	要介護	（旧）	（新）
看護職員常時配置療養型老健 （i）ユニット型個室	要介護 1	941単位	940単位
	要介護 2	1,025単位	1,021単位
	要介護 3	1,141単位	1,134単位
	要介護 4	1,217単位	1,210単位
	要介護 5	1,293単位	1,284単位
看護職員常時配置療養強化型老健 （ii）ユニット型個室	要介護 1	941単位	940単位
	要介護 2	1,025単位	1,021単位
	要介護 3	1,210単位	1,203単位
	要介護 4	1,286単位	1,277単位
	要介護 5	1,363単位	1,352単位
看護職員常時配置療養型老健 （iii）ユニット型準個室	要介護 1	941単位	940単位
	要介護 2	1,025単位	1,021単位
	要介護 3	1,141単位	1,134単位
	要介護 4	1,217単位	1,210単位
	要介護 5	1,293単位	1,284単位
看護職員常時配置療養強化型老健 （iv）ユニット型準個室	要介護 1	941単位	940単位
	要介護 2	1,025単位	1,021単位
	要介護 3	1,210単位	1,203単位
	要介護 4	1,286単位	1,277単位
	要介護 5	1,363単位	1,352単位

▶ ユニット型介護老人保険施設短期入所療養介護費（Ⅲ）

▶ 介護療養型老健で夜間看護オンコール体制

ユニット型介護老人保険施設短期入所療養介護費（Ⅲ）	要介護	（旧）	（新）
夜間オンコール療養型老健 （i）ユニット型個室	要介護 1	941単位	940単位
	要介護 2	1,019単位	1,015単位
	要介護 3	1,113単位	1,108単位
	要介護 4	1,190単位	1,183単位
	要介護 5	1,266単位	1,257単位

短期入所系サービス

短期入所療養介護：老健⑤

▶ ユニット型介護老人保険施設短期入所療養介護費（Ⅲ）

▶ 介護療養型老健で夜間看護オンコール体制

ユニット型介護老人保険施設短期入所療養介護費（Ⅲ）	要介護	（旧）	（新）
夜間オンコール療養強化型老健 （ii）ユニット型個室	要介護 1	941単位	940単位
	要介護 2	1,019単位	1,015単位
	要介護 3	1,183単位	1,176単位
	要介護 4	1,259単位	1,251単位
	要介護 5	1,336単位	1,326単位
夜間オンコール療養介護型老健 （iii）ユニット型準個室	要介護 1	941単位	940単位
	要介護 2	1,019単位	1,015単位
	要介護 3	1,113単位	1,108単位
	要介護 4	1,190単位	1,183単位
	要介護 5	1,266単位	1,257単位
夜間オンコール療養強化型老健 （iv）ユニット型準個室	要介護 1	941単位	940単位
	要介護 2	1,019単位	1,015単位
	要介護 3	1,183単位	1,176単位
	要介護 4	1,259単位	1,251単位
	要介護 5	1,336単位	1,326単位

▶ 処遇改善加算の加算率：加算（Ⅰ）2.7%、加算（Ⅱ）1.5%

▶ 日帰りショートに関しては変更なし

▶ 重度療養管理加算 120単位/日

▶ 要介護4.5であって、別に厚生労働大臣が定める状態である者に対して医学的管理のもと、短期入所療養介護を行う場合算定

▶ 別に厚生労働大臣が定める状態の内容（以下のいずれかの状態であること）

- ① 常時喀痰吸引を実施している状態
- ② 呼吸器障害等により人工呼吸器を使用している状態
- ③ 中心静脈注射を実施している状態
- ④ 人工腎臓を実施している状態
- ⑤ 重篤な心機能障害、呼吸器障害等により常時モニター測定を実施している状態
- ⑥ 人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態
- ⑦ 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態
- ⑧ 褥瘡に対する治療を実施している状態
- ⑨ 気管切開が行われている状態

短期入所系サービス

短期入所療養介護：老健⑥

▶ その他の加算減算項目

項目	単位数
療養体制維持特別加算 (介護療養型老健のみ)	27単位/日
リハビリテーション機能強化加算	30単位/日 (算定要件の変更) ①常勤のPT・OT・STを1名以上配置 ②人員基準等に定めるPT・OT・STを配置 ③PT・OT・STを常勤換算で入所者数を50で除した数以上を配置 ④医師・看護職員・PT・OT・ST等が共同して利用者ごとの個別リハビリ計画を作成
認知症ケア加算 (介護サービスのみ)	76単位/日 (ユニット型は除く)
夜勤職員配置加算	24単位/日 (特定介護老人保健施設短期入所療養介護を除く)
個別リハビリテーション実施加算	240単位/日 算定要件：PT・OT・STによる1日20分以上の個別 ※短期入所中の集中リハビリについては効果が高い事を踏まえ、介護老人保健施設における短期入所療養介護について評価する

夜勤職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、97/100相当を算定

入所定員超過の場合、又は医師・看護職員・介護職員PT・OT・STの員数が基準を満たさない場合は所定単位の70/100相当を算定

※1 緊急時施設療養費：利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行う医療行為について算定

①緊急時治療加算 511単位/日

⇒同一利用者1月に1回、3日間を限度、緊急的な治療管理としての投薬・注射・処置等

②特定治療：以下診療報酬点数表に定める点数に10円を乗じて得た額を算定

⇒医学的リハビリ、処置、手術、麻酔、放射線治療

※2 特別療養費：療養型老健において別に定める項目について（介護療養型老人保健施設と同様）10円を乗じて得た額を算定

短期入所系サービス

短期入所療養介護：病院①

▶ 病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅱ）

▶ 看護6：1、介護4：1

病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅱ）		要介護	（旧）	（新）
短期入所療養介護費	(i) 従来型個室	要介護1	724単位	691単位
		要介護2	832単位	794単位
		要介護3	1,067単位	1,017単位
		要介護4	1,167単位	1,112単位
		要介護5	1,257単位	1,197単位
療養機能強化型A	(ii) 従来型個室	要介護1	（新設）	719単位
		要介護2	（新設）	827単位
		要介護3	（新設）	1,060単位
		要介護4	（新設）	1,159単位
		要介護5	（新設）	1,248単位
療養機能強化型B	(iii) 従来型個室	要介護1	（新設）	709単位
		要介護2	（新設）	815単位
		要介護3	（新設）	1,045単位
		要介護4	（新設）	1,142単位
		要介護5	（新設）	1,230単位
短期入所療養介護費	(iv) 多床室	要介護1	834単位	795単位
		要介護2	942単位	898単位
		要介護3	1,176単位	1,121単位
		要介護4	1,276単位	1,216単位
		要介護5	1,366単位	1,301単位
療養機能強化型A	(v) 多床室	要介護1	（新設）	828単位
		要介護2	（新設）	936単位
		要介護3	（新設）	1,169単位
		要介護4	（新設）	1,268単位
		要介護5	（新設）	1,357単位
療養機能強化型B	(vi) 多床室	要介護1	（新設）	816単位
		要介護2	（新設）	923単位
		要介護3	（新設）	1,152単位
		要介護4	（新設）	1,249単位
		要介護5	（新設）	1,337単位

短期入所系サービス

短期入所療養介護：病院②

▶ 病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅱ）

▶ 看護6：1、介護5：1

病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅱ）	要介護	（旧）	（新）
(i) 従来個室	要介護1	665単位	636単位
	要介護2	772単位	739単位
	要介護3	930単位	891単位
	要介護4	1,084単位	1,037単位
	要介護5	1,125単位	1,077単位
療養機能強化型 (ii) 従来型個室	要介護1	（新設）	651単位
	要介護2	（新設）	757単位
	要介護3	（新設）	912単位
	要介護4	（新設）	1,062単位
	要介護5	（新設）	1,103単位
(iii) 多床室	要介護1	774単位	741単位
	要介護2	882単位	844単位
	要介護3	1,040単位	995単位
	要介護4	1,193単位	1,142単位
	要介護5	1,235単位	1,181単位
療養機能強化型 (iv) 多床室	要介護1	（新設）	759単位
	要介護2	（新設）	864単位
	要介護3	（新設）	1,019単位
	要介護4	（新設）	1,169単位
	要介護5	（新設）	1,209単位

▶ 病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅲ）

▶ 看護6：1、介護6：1

病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅲ）	要介護	（旧）	（新）
(i) 従来個室	要介護1	635単位	614単位
	要介護2	745単位	720単位
	要介護3	894単位	863単位
	要介護4	1,049単位	1,012単位
	要介護5	1,089単位	1,051単位
(ii) 従来型個室	要介護1	745単位	720単位
	要介護2	855単位	825単位
	要介護3	1,003単位	969単位
	要介護4	1,158単位	1,118単位
	要介護5	1,198単位	1,157単位

短期入所系サービス

短期入所療養介護：病院③

▶ 病院療養病床経過型短期入所療養介護費（Ⅰ）

▶ 看護 6 : 1、介護 4 : 1

病院療養病床経過型短期入所療養介護費（Ⅰ）	要介護	（旧）	（新）
(i) 従来個室	要介護 1	724単位	700単位
	要介護 2	832単位	804単位
	要介護 3	980単位	947単位
	要介護 4	1,070単位	1,033単位
	要介護 5	1,160単位	1,120単位
(ii) 多床室	要介護 1	834単位	805単位
	要介護 2	942単位	910単位
	要介護 3	1,090単位	1,052単位
	要介護 4	1,179単位	1,139単位
	要介護 5	1,270単位	1,225単位

▶ 病院療養病床経過型短期入所療養介護費（Ⅱ）

▶ 看護 6 : 1、介護 8 : 1

病院療養病床経過型短期入所療養介護費（Ⅱ）	要介護	（旧）	（新）
(i) 従来個室	要介護 1	724単位	700単位
	要介護 2	832単位	804単位
	要介護 3	939単位	907単位
	要介護 4	1,029単位	994単位
	要介護 5	1,118単位	1,080単位
(ii) 多床室	要介護 1	834単位	805単位
	要介護 2	942単位	910単位
	要介護 3	1,049単位	1,012単位
	要介護 4	1,138単位	1,098単位
	要介護 5	1,228単位	1,186単位

▶ 処遇改善加算：加算（Ⅰ）2.0%、（Ⅱ）1.1%

短期入所系サービス

短期入所療養介護：病院④

▶ ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ）

▶ 看護 6 : 1、介護 4 : 1

ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ）		要介護	（旧）	（新）
(i) ユニット型個室		要介護 1	837単位	817単位
		要介護 2	945単位	920単位
		要介護 3	1,179単位	1,143単位
		要介護 4	1,279単位	1,238単位
		要介護 5	1,369単位	1,323単位
療養機能強化型 A (ii) ユニット型個室		要介護 1	（新設）	845単位
		要介護 2	（新設）	953単位
		要介護 3	（新設）	1,186単位
		要介護 4	（新設）	1,285単位
		要介護 5	（新設）	1,374単位
療養機能強化型 B (iii) ユニット型個室		要介護 1	（新設）	835単位
		要介護 2	（新設）	941単位
		要介護 3	（新設）	1,171単位
		要介護 4	（新設）	1,268単位
		要介護 5	（新設）	1,356単位
(iv) ユニット型準個室		要介護 1	837単位	817単位
		要介護 2	945単位	920単位
		要介護 3	1,179単位	1,143単位
		要介護 4	1,279単位	1,238単位
		要介護 5	1,369単位	1,323単位
療養機能強化型 A (v) ユニット型準個室		要介護 1	（新設）	845単位
		要介護 2	（新設）	953単位
		要介護 3	（新設）	1,186単位
		要介護 4	（新設）	1,285単位
		要介護 5	（新設）	1,374単位
療養機能強化型 B (vi) ユニット型準個室		要介護 1	（新設）	835単位
		要介護 2	（新設）	941単位
		要介護 3	（新設）	1,171単位
		要介護 4	（新設）	1,268単位
		要介護 5	（新設）	1,356単位

短期入所系サービス

短期入所療養介護：病院⑤

▶ ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費（Ⅰ）

▶ 看護 6 : 1、介護 4 : 1

ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費（Ⅰ）	要介護	（旧）	（新）
(i) ユニット型個室	要介護 1	837単位	817単位
	要介護 2	945単位	920単位
	要介護 3	1,093単位	1,056単位
	要介護 4	1,182単位	1,141単位
	要介護 5	1,272単位	1,226単位
(ii) ユニット型準個室	要介護 1	837単位	817単位
	要介護 2	945単位	920単位
	要介護 3	1,093単位	1,056単位
	要介護 4	1,182単位	1,141単位
	要介護 5	1,272単位	1,226単位

▶ 処遇改善加算：加算（Ⅰ）2.0%、（Ⅱ）1.1%

▶ 日帰りショートは変更なし

施設基準に関しては、後日「その7」
の中でまとめていく予定です。

短期入所系サービス

短期入所療養介護：診療所①

▶ 診療所短期入所療養介護費（Ⅱ）

▶ 看護 6：1、介護 4：1

診療所短期入所療養介護費（Ⅱ）		要介護	（旧）	（新）
(i) 従来型個室		要介護 1	705単位	673単位
		要介護 2	756単位	722単位
		要介護 3	807単位	770単位
		要介護 4	858単位	818単位
		要介護 5	909単位	867単位
療養機能強化型 A (ii) 従来型個室		要介護 1	(新設)	700単位
		要介護 2	(新設)	752単位
		要介護 3	(新設)	802単位
		要介護 4	(新設)	852単位
		要介護 5	(新設)	903単位
療養機能強化型 B (iii) 従来型個室		要介護 1	(新設)	691単位
		要介護 2	(新設)	741単位
		要介護 3	(新設)	791単位
		要介護 4	(新設)	840単位
		要介護 5	(新設)	890単位
(iv) 多床室		要介護 1	814単位	777単位
		要介護 2	866単位	825単位
		要介護 3	917単位	875単位
		要介護 4	967単位	922単位
		要介護 5	1,019単位	971単位
療養機能強化型 A (v) 多床室		要介護 1	(新設)	809単位
		要介護 2	(新設)	860単位
		要介護 3	(新設)	911単位
		要介護 4	(新設)	961単位
		要介護 5	(新設)	1,012単位
療養機能強化型 B (vi) 多床室		要介護 1	(新設)	798単位
		要介護 2	(新設)	848単位
		要介護 3	(新設)	898単位
		要介護 4	(新設)	947単位
		要介護 5	(新設)	998単位

短期入所系サービス

短期入所療養介護：診療所②

▶ 診療所療養病床短期入所療養介護費（Ⅱ）

▶ 看護+介護 3 : 1

診療所療養病床短期入所療養介護費（Ⅱ）	要介護	（旧）	（新）
短期入所療養介護費（i）従来型個室	要介護 1	616単位	596単位
	要介護 2	662単位	640単位
	要介護 3	707単位	683単位
	要介護 4	752単位	728単位
	要介護 5	798単位	771単位
短期入所療養介護費（ii）多床室	要介護 1	726単位	702単位
	要介護 2	771単位	745単位
	要介護 3	816単位	789単位
	要介護 4	862単位	832単位
	要介護 5	908単位	876単位

▶ ユニット型診療所短期入所療養介護費（Ⅰ）

▶ 看護 6 : 1、介護 6 : 1

ユニット型診療所短期入所療養介護費（Ⅰ）	要介護	（旧）	（新）
(i) ユニット型個室	要介護 1	817単位	798単位
	要介護 2	869単位	847単位
	要介護 3	920単位	895単位
	要介護 4	970単位	943単位
	要介護 5	1,022単位	992単位
療養機能強化型 A (ii) ユニット型個室	要介護 1	(新設)	825単位
	要介護 2	(新設)	877単位
	要介護 3	(新設)	927単位
	要介護 4	(新設)	977単位
	要介護 5	(新設)	1028単位
療養機能強化型 B (iii) ユニット型個室	要介護 1	(新設)	816単位
	要介護 2	(新設)	866単位
	要介護 3	(新設)	916単位
	要介護 4	(新設)	965単位
	要介護 5	(新設)	1,015単位

短期入所系サービス

短期入所療養介護：診療所③

ユニット型診療所短期入所療養介護費（Ⅰ）		要介護	（旧）	（新）
(iv) ユニット型準個室	要介護 1		817単位	798単位
	要介護 2		869単位	847単位
	要介護 3		920単位	895単位
	要介護 4		970単位	943単位
	要介護 5		1,022単位	992単位
療養機能強化型 A (v) ユニット型準個室	要介護 1		（新設）	825単位
	要介護 2		（新設）	877単位
	要介護 3		（新設）	927単位
	要介護 4		（新設）	977単位
	要介護 5		（新設）	1,028単位
療養機能強化型 B (vi) ユニット型準個室	要介護 1		（新設）	816単位
	要介護 2		（新設）	866単位
	要介護 3		（新設）	916単位
	要介護 4		（新設）	965単位
	要介護 5		（新設）	1,015単位

▶ 処遇改善加算：加算（Ⅰ）2.0%、（Ⅱ）1.1%

▶ 療養病床診療所加算減算項目

- ▶ 診療所設備基準減算 △60単位/日
 - ▶ 廊下幅が設備基準を満たさない場合：片側居室1.8m、両側居室2.7m
- ▶ 入所患者の定員超過の場合は所定単位の70/100相当額を算定
- ▶ 特定診療費は介護療養型医療施設と同様

短期入所系サービス

認知症疾患型短期入所療養介護①

▶ 認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅰ）：大学病院等：看護3：1、介護6：1

認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅰ）	要介護	（旧）	（新）
(i) 従来型個室	要介護1	1,054単位	1,017単位
	要介護2	1,119単位	1,081単位
	要介護3	1,185単位	1,145単位
	要介護4	1,253単位	1,209単位
	要介護5	1,319単位	1,273単位
(ii) 多床室	要介護1	1,163単位	1,122単位
	要介護2	1,229単位	1,187単位
	要介護3	1,295単位	1,250単位
	要介護4	1,362単位	1,315単位
	要介護5	1,428単位	1,378単位

▶ 認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅱ）：一般病院等：看護4：1、介護4：1

認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅱ）	要介護	（旧）	（新）
(i) 従来型個室	要介護1	996単位	962単位
	要介護2	1,066単位	1,029単位
	要介護3	1,135単位	1,097単位
	要介護4	1,206単位	1,164単位
	要介護5	1,274単位	1,230単位
(ii) 多床室	要介護1	1,106単位	1,068単位
	要介護2	1,175単位	1,135単位
	要介護3	1,245単位	1,201単位
	要介護4	1,315単位	1,270単位
	要介護5	1,383単位	1,336単位

▶ 認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅲ）：一般病院等：看護4：1、介護5：1

認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅲ）	要介護	（旧）	（新）
(i) 従来型個室	要介護1	967単位	934単位
	要介護2	1,036単位	1,000単位
	要介護3	1,103単位	1,065単位
	要介護4	1,170単位	1,130単位
	要介護5	1,238単位	1,195単位
(ii) 多床室	要介護1	1,077単位	1,040単位
	要介護2	1,145単位	1,105単位
	要介護3	1,213単位	1,171単位
	要介護4	1,280単位	1,236単位
	要介護5	1,347単位	1,300単位

短期入所系サービス

認知症疾患型短期入所療養介護②

▶ 認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅳ）：一般病院等：看護4：1、介護6：1

認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅳ）	要介護	（旧）	（新）
(i) 従来型個室	要介護1	952単位	919単位
	要介護2	1,018単位	983単位
	要介護3	1,084単位	1,047単位
	要介護4	1,151単位	1,111単位
	要介護5	1,218単位	1,175単位
(ii) 多床室	要介護1	1,062単位	1,024単位
	要介護2	1,127単位	1,089単位
	要介護3	1,193単位	1,152単位
	要介護4	1,261単位	1,217単位
	要介護5	1,326単位	1,280単位

▶ 認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅴ）：一般病院：看護5：1（看護を含めて6：1）、介護6：1

認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅴ）	要介護	（旧）	（新）
(i) 従来型個室	要介護1	891単位	860単位
	要介護2	957単位	924単位
	要介護3	1,023単位	988単位
	要介護4	1,090単位	1,052単位
	要介護5	1,156単位	1,116単位
(ii) 多床室	要介護1	1,000単位	966単位
	要介護2	1,066単位	1,029単位
	要介護3	1,132単位	1,094単位
	要介護4	1,199単位	1,158単位
	要介護5	1,266単位	1,221単位

▶ 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費：一般病院等：看護5：1、介護6：1

認知症疾患型経過型短期入所療養介護費	要介護	（旧）	（新）
(i) 従来型個室	要介護1	794単位	767単位
	要介護2	860単位	830単位
	要介護3	926単位	895単位
	要介護4	993単位	959単位
	要介護5	1,060単位	1,023単位
(ii) 多床室	要介護1	904単位	873単位
	要介護2	969単位	936単位
	要介護3	1,036単位	1,000単位
	要介護4	1,103単位	1,065単位
	要介護5	1,168単位	1,128単位

短期入所系サービス

認知症疾患型短期入所療養介護③

- ▶ ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅰ）：大学病院等：看護3：1、介護6：1

ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅰ）	要介護	（旧）	（新）
(i) ユニット型個室	要介護1	1,166単位	1,143単位
	要介護2	1,232単位	1,207単位
	要介護3	1,298単位	1,271単位
	要介護4	1,365単位	1,335単位
	要介護5	1,431単位	1,399単位
(ii) ユニット型準個室	要介護1	1,166単位	1,143単位
	要介護2	1,232単位	1,207単位
	要介護3	1,298単位	1,271単位
	要介護4	1,365単位	1,335単位
	要介護5	1,431単位	1,399単位

- ▶ ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅱ）：一般病院：看護4：1、介護6：1

ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅱ）	要介護	（旧）	（新）
(i) ユニット型個室	要介護1	1,109単位	1,088単位
	要介護2	1,178単位	1,155単位
	要介護3	1,248単位	1,223単位
	要介護4	1,318単位	1,290単位
	要介護5	1,387単位	1,356単位
(ii) ユニット型準個室	要介護1	1,109単位	1,088単位
	要介護2	1,178単位	1,155単位
	要介護3	1,248単位	1,223単位
	要介護4	1,318単位	1,290単位
	要介護5	1,387単位	1,356単位

- ▶ 処遇改善加算：加算（Ⅰ）2.0%、（Ⅱ）1.1%

- ▶ 日帰りショートは変更なし

<参考> 短期入所系サービスの加減算項目

▶ 介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護費（療養病床）

項目	単位
病院療養病床療養環境減算	△25単位/日 廊下幅が設備基準を満たさない場合 (片側居室：1.8m、両側居室：2.7m、いずれも内法)
医師の配置に関する減算	△12単位/日
夜勤勤務体制に関する減算	
①夜間勤務等看護（Ⅰ）	23単位/日 看護職員15：1以上、72時間以下
②夜間勤務等看護（Ⅱ）	14単位/日 看護職員20：1以上、72時間以下
③夜間勤務等看護（Ⅲ）	14単位/日 看護・介護職員15：1以上（看護職員1名以上）72時間以下
④夜間勤務等看護（Ⅳ）	7単位/日 看護・介護職員20：1以上（看護職員1名以上）72時間以下
⑤基準を満たさない場合	△25単位/日
定員超過利用・人員基準欠如の減算	
①定員超過、②看護・介護職員の人員基準欠如については所定単位の70/100相当を算定	
③看護師の員数が看護職員配置基準の20%未満の場合については所定単位数の90/100相当を算定	
④医師の員数が医師配置基準の60%未満の場合は△12単位又は所定単位数の90/100相当を算定	
特定療養費：別に定める項目（介護療養型医療施設と同様）所定単位数に10円を乗じて得た額を算定	

▶ 日帰りショート入所の算定単位数（短期入所共通項目：変更なし）

時間数	単位数
3時間以上4時間未満	654単位
4時間以上6時間未満	905単位
6時間以上8時間未満	1,257単位

▶ 加算関係

項目	単位数
送迎加算	184単位/片道
療養食加算	23単位/日
緊急短期入所受入加算	90単位/日、（7日を限度、ケアマネの判断）
重度療養管理加算	120単位/日、（老人保健施設のみ） 介護療養型老健を除くよう介護4又は5に限る
サービス提供強化加算	(Ⅰ) イ 18単位/日 算定要件：介護職員のうち介護福祉士が60%以上
※算定はいずれか一つ	(Ⅰ) ロ 12単位/日 算定要件：介護職員のうち介護福祉士が50%以上
	(Ⅱ) 6単位/日 算定要件：看護・介護職員のうち常勤職員が75%以上
	(Ⅲ) 6単位/日 算定要件：利用者にサービスを直接提供する職員のうち、 勤続年数が3年以上の職員が30%以上
若年性認知症利用者受入加算 （特定短期入所療養介護の場合）	120単位/日（通所による受け入れの場合：60単位/日） 算定要件：利用者ごとの個別の担当者を定める 認知症行動・心理症状緊急対応加算との併算定不可
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位/日 利用開始日から7日が限度、（特定短期入所療養介護を除く）
ユニットケア体制が未整備な場合は、所定単位の97/100相当を算定する	

※利用者が連続して30日を越えてサービスを受ける場合、30日超える日以降については算定しない

サービス別介護職員処遇改善加算

現行の加算の仕組みは維持しつつ、
更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、
労働環境の改善の取組を評価

介護職員処遇改善加算	(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ) (Ⅱ) × 90%	(Ⅳ) (Ⅱ) × 80%
(介護予防) 訪問介護	8.6%	4.8%		
(介護予防) 訪問入浴介護	3.4%	1.9%		
(介護予防) 通所介護	4.0%	2.2%		
(介護予防) 通所リハビリテーション	3.4%	1.9%		
(介護予防) 短期入所生活介護	5.9%	3.3%		
(介護予防) 短期入所療養介護 (老健)	2.7%	1.5%		
(介護予防) 短期入所療養介護 (病院等)	2.0%	1.1%		
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	6.1%	3.4%		
介護老人福祉施設	5.9%	3.3%		
介護老人保健施設	2.7%	1.5%		
介護療養型医療施設	2.0%	1.1%		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	8.6%	4.8%		
夜間対応型訪問介護	8.6%	4.8%		
(介護予防) 認知症対応型通所介護	6.8%	3.8%		
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	7.6%	4.2%		
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	8.3%	4.6%		
地域密着型特定施設入居者生活介護	6.1%	3.4%		
地域密着型介護老人福祉施設	5.9%	3.3%		
複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)	7.6%	4.2%		

※ (Ⅲ) は (Ⅱ) の90%、(Ⅳ) は (Ⅱ) の80%を算定

※ (介護予防) 訪問看護、(介護予防) 訪問リハビリテーション、(介護予防) 居宅療養管理指導、(介護予防) 福祉用具貸与、特定(介護予防) 福祉用具販売、居宅介護支援、介護予防支援については加算算定対象外

▶ 介護職員処遇改善加算の算定要件 (共通)

- ▶ ① 介護職員の賃金改善に関する計画の策定 (加算算定額以上の改善案)
- ▶ ② 上記①の改善計画を都道府県に提出
- ▶ ③ 加算算定額に相当する賃金改善を実施
- ▶ ④ 事業年度ごとに実績を都道府県に報告
- ▶ ⑤ 直近12か月間において労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない
- ▶ ⑥ 労働保険料の納付が適正に行われている

▶ 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) : 共通項目に加え下記⑦⑧を実施

- ▶ ⑦ (1) 介護職員の職務規定がある (賃金規定を含む)、(2) 書面で職員に通知している、(3) 資質の向上の研修計画・実施等、(4) 研修計画等の職員への周知などを実施している
- ▶ ⑧ 上記②の届け出前月までに実施した内容、処遇改善に要した費用を職員に周知

▶ 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ) : 共通項目に加え⑦ (1) (2)、⑧を実施

▶ 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) : 共通項目に加え⑦ (1) (2) 又は⑧を実施

▶ 介護職員処遇改善加算 (Ⅳ) : 共通項目のみ実施

サービス提供体制強化加算

▶ (介護福祉士割合 5 割以上)

サービス	新要件及び単位数
介護老人福祉施設	(I) イ 介護福祉士 6 割以上 : 18 単位/日 (I) ロ 介護福祉士 5 割以上 : 12 単位/日
地域密着型介護老人福祉施設	
介護老人保健施設 (短期入所療養介護 (老健、病院、診療所、認知症病棟含む))	
介護療養型医療施設	
短期入所生活介護 (空床利用含む) 介護予防短期入所生活介護	
短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	
特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護	

▶ (介護福祉士割合 4 割以上)

	新要件及び単位数
小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、複合型サービス	(I) イ 介護福祉士 5 割以上 : 640 単位/月 (I) ロ 介護福祉士 4 割以上 : 500 単位/月
通所介護 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 通所リハビリテーション	(I) イ 介護福祉士 5 割以上 : 18 単位/回 (I) ロ 介護福祉士 4 割以上 : 12 単位/回
介護予防通所介護 介護予防通所リハビリテーション	【要支援 I】 (包括報酬) (I) イ 介護福祉士 5 割以上 : 72 単位/月 (I) ロ 介護福祉士 4 割以上 : 48 単位/月 【要支援 II】 (包括報酬) (I) イ 介護福祉士 5 割以上 : 144 単位/月 (I) ロ 介護福祉士 4 割以上 : 96 単位/月

▶ (介護福祉士割合 3 割以上)

	新要件及び単位数
訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護	(I) イ 介護福祉士 4 割以上又は介護福祉士等 6 割以上 : 36 単位/回 (I) ロ 介護福祉士 3 割以上又は介護福祉士等 5 割以上 : 24 単位/回
夜間対応型訪問介護 (包括型：夜間対応型訪問介護)	(I) イ 介護福祉士 4 割以上又は介護福祉士等 6 割以上 : 18 単位/回 (I) ロ 介護福祉士 3 割以上又は介護福祉士等 5 割以上 : 12 単位/回 【包括型】 (II) イ 介護福祉士 4 割以上又は介護福祉士等 6 割以上 : 126 単位/月 (II) ロ 介護福祉士 3 割以上又は介護福祉士等 5 割以上 : 84 単位/月
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(I) イ 介護福祉士 4 割以上又は介護福祉士等 6 割以上 : 640 単位/月 (I) ロ 介護福祉士 3 割以上又は介護福祉士等 5 割以上 : 500 単位/月

- ▶ (※) 介護人材確保の取組を推進する観点から、現行の都道府県による従業者等に関する情報公表の仕組みについて、事業者の取組がより促進される仕組みとなるよう、各事業所の基本情報に教育訓練のための制度、各種研修、キャリア段位制度の取組等、従業者の資質向上に向けた取組状況を追加する。また、勤務時間、賃金体系、休暇制度、福利厚生、離職率など従業者が事業所を選択する際に最低限必要と考えられる項目について、事業所が自ら直接公表できる仕組みとする。